

国見町保育所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月26日

国見町長 村上利通

国見町規則第2号

国見町保育所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
国見町保育所の管理及び運営に関する規則(昭和53年国見町規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「保育所入所承諾書」を「入所承諾通知書」に改める。
第2号様式を次のように改める。

入所承諾通知書

[別紙参照]

第4条第2項中「保育所入所保留通知書」を「入所保留通知書」に改める。
第3号様式を次のように改める。

入所保留通知書

[別紙参照]

第9条中「保育実施解除通知書」を「実施解除通知書」に改める。
第6号様式を次のように改める。

実施解除通知書

[別紙参照]

附 則

この規則は、令和8年1月26日から施行する。

入所承諾通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

申込みのありました事業所への入所について次のとおり承諾いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事業所の名称 及 び 所 在 地	
保育の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
保育料の月額 及 び 納 入 方 法	

- 1 保育料について変更のあった場合はその旨通知いたします。
- 2 事業所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出て下さい。
- 3 保育の実施期間中であっても事業所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。
- 4 上記に不服がある場合には、この承諾書を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

お問い合わせ先

入所保留通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

申込みのありました事業所の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生
-----------------	---------

保護者の氏名、住所 及び生年月日	年 月 日 生
---------------------	---------

希望入所年月日	年 月 日	合計点数	
---------	-------	------	--

保留となった理由	
----------	--

保留の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
---------	-------------------

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。
また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市区町村を被告として（訴訟において市区町村を代表する者は市区町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

お問い合わせ先

実施解除通知書

年 月 日

福島県伊達郡国見町長

次の児童についての保育の実施を解除することにいたしましたから、通知いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
利 用 終 了 年 月 日	年 月 日
実 施 の 解 除 の 理 由	

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市区町村を被告として（訴訟において市区町村を代表する者は市区町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

お問い合わせ先